

2 総防管第3094号
令和3年2月5日

一般社団法人日本建設業連合会 本部・関東支部 御中

東京都知事
小池百合子
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の蔓延防止に向けた都の取組の推進について

日頃より、東京都の施策の推進に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

現在、都内の感染者数は減少傾向に転じたものの、通常の医療が逼迫するなど、深刻な状況が継続しています。

こうした中、国において、1都3県を含む10都府県を対象に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を3月7日まで延長することが決定されました（資料1）。

このことを受け、都は、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等」を延長しました（資料2）。

この内容は、都民の皆様に対しては、法第45条第1項に基づき、不要不急の外出自粛の要請、事業者の皆様に対しては、法第24条第9項に基づき、飲食店等に対する営業時間短縮の要請（営業時間は5時から20時まで。ただし、酒類の提供は11時から19時まで）、業種別ガイドライン遵守の要請及びイベントの開催制限の厳格化（人数上限5,000人、かつ、収容率50%以下）の要請、また、法には基づきませんが、同様の内容について、各種施設に対して引き続き、ご協力をお願いするものです。

また、令和3年2月4日付けの内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室による事務連絡（資料3）において、イベントの開催制限、施設の使用制限等の留意事項について、國の方針が示されました。

「1. 催物の開催制限」、「2. 施設の使用制限等」については、東京都は、「特定都道府県」（緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県）に該当しますので、「(1) 特定都道府県」に記載の内容を適用します。「3. 飲食店等における営業時間短縮の要請等の協力の周知徹底」については、現在の都からの飲食店等に対する営業時間短縮の要請に応じていただくよう、また、営業時間短縮の実態把握等が行われた際には、ご協力いただくよう、会

員企業・団体等に周知願います。また、4.については、職場・飲食店における業種別ガイドラインの遵守徹底をお願いいたします。

皆様におかれましては、すでに感染拡大防止のための取組を推進していただいているところでございますが、より一層の御協力を賜りますとともに、関係者の皆様への周知等につきまして、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

なお、都は、都の緊急事態措置等に対する都民の問合せに対応するコールセンター「東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター」を設置しております。合わせまして、関係者の皆様に周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【送付資料】

資料1・・・令和3年2月2日付け事務連絡

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更について
※別紙については、内閣官房ホームページをご参照ください。

(別紙1) 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更

https://corona.go.jp/news/pdf/kinkyujitaisengen_houkoku_20210202.pdf

(別紙2) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年2月2日変更）

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_20210202.pdf

資料2・・・令和3年2月2日

新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等

資料3・・・令和3年2月4日付け事務連絡

緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

事務連絡
令和3年2月2日

各都道府県

新型コロナウイルス感染症対策担当部局 宛

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更について

新型コロナウイルス感染症対策に関して、本日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第3項の規定に基づき、緊急事態措置を実施すべき区域を埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県の10都府県に変更するとともに、これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年3月7日まで延長することとされました。

また、同日、同条第6項の規定に基づき、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更されましたので、別紙1及び2のとおりお知らせします。

各都道府県におかれましては、基本的対処方針に基づき新型コロナウイルス感染症対策を着実に実施していただくとともに、管内市町村及び指定地方公共機関への周知を図る等の対応をお願いします。

（別紙1）新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更

（別紙2）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和2年3月28日（令和3年2月2日変更）

（連絡先）

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室
企画第2担当 松浦・高橋・廣瀬・山野・鈴木・矢部
直通 03（6257）3086
e-mail g.sinngatainnfuru.taisaku001@cas.go.jp
ryuta.matsuura.j2p@cas.go.jp
daisuke.takahashi.c9z@cas.go.jp
akihiro.hirose.k7f@cas.go.jp
takahiro.yamano.k2s@cas.go.jp
haruto.suzuki.v7a@cas.go.jp
tomoyuki.yabe.n4v@cas.go.jp

新型コロナウイルス感染拡大防止のための 東京都における緊急事態措置等

令和3年2月2日

1. 新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等

1. 区域

都内全域

2. 期間

令和3年2月8日（月曜日）0時から3月7日（日曜日）24時まで

3. 実施内容

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、人流の抑制を最優先に、以下の要請を実施

（1）都民向け：日中も含めた不要不急の外出自粛

- ・医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請
(新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項)

（2）事業者向け：営業時間の短縮、催物（イベント等）の開催制限

- ・施設管理者（次頁「①施設の使用制限」に掲げる施設）に対して営業時間の短縮を要請するとともに、業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）
- ・イベント主催者等に対して規模要件等（人数上限・収容率、飲食を伴わないこと等）に沿ったイベントの開催等を要請（法第24条第9項）

2. 緊急事態措置（施設の使用制限・イベントの開催制限）等の概要

<① 施設の使用制限>

(下線については、特措法に基づく要請)

施設の種類	施 設	内 容
飲食店	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店 等 (宅配・テークアウトサービスは除く。)	<ul style="list-style-type: none">・<u>営業時間短縮を要請</u> (営業時間は5時から20時まで。ただし、酒類の提供は<u>11時から19時まで</u>)
遊興施設等	バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	<ul style="list-style-type: none">・<u>業種別ガイドラインの遵守を要請</u>・令和3年2月8日（月）0時～3月7日（日）24時

<※ 緊急事態措置以外の対応>

施設の種類	内 容
遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗等を除く。）、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、物品販売業を営む店舗（1,000平米超）（生活必需物資を除く。）、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）、運動施設又は遊技場及び博物館、美術館又は図書館、サービス業を営む店舗（1,000平米超）（生活必需サービスを除く。）	<ul style="list-style-type: none">・20時以降の営業時間短縮、酒類提供は11時から19時までを協力依頼・業種別ガイドラインの遵守を協力依頼・令和3年2月8日（月）0時～3月7日（日）24時
イベント関係の施設である、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）、運動施設、遊技場、博物館、美術館又は図書館	<ul style="list-style-type: none">・人数上限5,000人、かつ、収容率50%以下を協力依頼・令和3年2月8日（月）0時～3月7日（日）24時

<② イベントの開催制限>

(下線については、特措法に基づく要請)

内 容	<ul style="list-style-type: none">・<u>人数上限5,000人、かつ、収容率50%以下の要件に厳格化</u>（あわせて、20時以降の営業時間短縮の協力依頼）・令和3年2月8日（月）0時～3月7日（日）24時
-----	---